

広島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十二年十月十三日次のとおり認定した。

平成二十二年十月二十一日

広島県労働委員会会長 河 野 隆

広島県病院事業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本庁	事務部長 課長 調整監 主任主査（庶務又は予算を担当するものに限る。） 主査（庶務又は予算を担当するものに限る。）
広島病院	院長 副院長 事務局長 センター長 次長 主任部長 部長（看護部及び薬剤科に置かれるものに限る。） 副看護部長 課長 運営管理監
安芸津病院	院長 副院長 事務長 主任部長 総看護師長 副総看護師長 課長